



親展

XXX-XXXX

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

様



XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

大切なお知らせ

- 年金記録確認のお願い
- 住民票コード登録のお願い

差出人 日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

年金記録の持ち主を探しています。
このハガキは皆様にお送りしています。

② ①②の順に矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

「ねんきんネット」で、ご確認を

- ▶いつでも最新の年金記録を確認できます!
☞ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶持ち主不明の記録を検索できます!
- ▶年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます!

「ねんきんネット」のご利用方法について

日本年金機構のホームページから、「アクセスキー」で利用登録を行ってください。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索

あなたのアクセスキー 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7

※アクセスキーの有効期限は、3ヶ月です。利用登録がお済みの方は、再度の登録は不要です。

お問い合わせ先

『ねんきんダイヤル』

(お問い合わせの際は、照会番号もしくは基礎年金番号をお知らせください。)

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

【受付時間】 月 曜日 午前 8:30～午後 7:00
火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 まで相談をお受けします。
*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

電話での照会番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

正しい住所のご登録を

○60歳以上で退職されている方が住所や氏名を変更した場合は、お近くの年金事務所等に住所変更届や氏名変更届の提出をお願いします。

住民票コードの収録にご協力を

○日本年金機構では、年金に関する重要なお知らせを確実にお届けするために、住民票コードを利用してお客様の住所の把握を行っています。

(平成25年5月31日現在)

お客様の住民票コードの収録状況	収録済
-----------------	-----

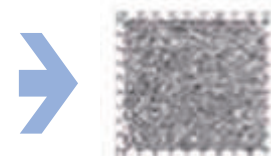
住民票コードの収録状況が「収録済」と記載されている方へ

○平成25年10月以降は住所変更届の提出は不要です。
※住民票コードが収録済の方でも、氏名変更届の提出は必要です。

住民票コードの収録状況が「未収録」と記載されている方へ

- ※日本年金機構に登録の住所と、住民基本台帳ネットワークで管理している住所で、書き方が異なる等により、本人確認ができませんでした。
- ご自身の住民票コードをお調べいただき、お近くの年金事務所までお届けください。
- 住民票コードをお届けいただくことで、住所変更届の提出を省略することができます。

このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、
このお知らせに関する情報を
音声で聞くことができます。



あなたの 気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった

例
年額 98万円 ▶ 234万円

結婚前の旧姓の記録が見つかった

例
年額 43万円 ▶ 154万円

名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった

例
年額 0円 ▶ 137万円

▶ 厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

1308 1014 029

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん特別便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

「ねんきんネット」で確認する場合

昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	見本	見本	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加

※「未加」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月(共済組合等に加入していたため、国民年金、厚生年金等に加入していなかった期間を含む)の意味です。

「厚年」=厚生年金に加入していた月の意味です。

年金記録がないときには、「ねんきんダイヤル」にお電話ください(表面)。

「未加入」期間(共済組合員期間を除く)は要チェック!

○以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった

- 学生であったが国民年金に加入していた。
- 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。

この期間働いていた

- 退職後、結婚し姓が変わった。
- いろいろな名前の読み方がある。
- 事情があって本名とは異なる名前で勤めた。
- 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた。
- 転職のたびに年金手帳が発行された。
- 同じ会社(グループ)内で転職や出向を繰り返していた。
- 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- 試用期間中に退職した。
- 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりのある方は、思い当たる内容について、年金事務所等にご相談ください。